

平成30年度

越前市財政健全化
判断比率等審査意見書

越前市監査委員

越 監 第 201 号
令和元年 8 月 5 日

越前市長 奈良 俊 幸 様

越前市監査委員 塚 崎 正 巳

同 田 中 希 世 子

同 城 戸 茂 夫

**平成 30 年度越前市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見の提出について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	2
1 審査意見	2
2 財政健全化判断比率等の分析	3
(1) 財政健全化判断比率	4
ア 実質赤字比率について	4
イ 連結実質赤字比率について	5
ウ 実質公債費比率について	6
エ 将来負担比率について	7
(2) 資金不足比率	8
(3) 参考資料	9

注 記

- 1 文中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。
- 2 各表中及び図中の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。従って、比率の合計と内訳とが一致しない場合がある。
- 3 「△」は、負数を表し、増減を示す場合は、減を表す。
- 4 「―」は、該当数値のないものである。

第1 審査の対象

対象会計は、一般会計及び公営事業会計が7会計で、あわせて8会計で、平成30年度決算に基づく、財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、下表のとおりである。

財政健全化判断比率等の対象会計

区分・会計名等			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
普通会計	一般会計		↑↓	↑	↑	↑		
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	介護保険特別会計		↑				
		後期高齢者医療特別会計		↑				
		国民健康保険特別会計		↑				
	公営企業会計	法適用	水道事業会計		↑			↑
			工業用水道事業会計		↑			↑
		法非適用	下水道特別会計		↑			↑
産業団地造成特別会計				↑			↑	
一部事務組合					↑			
第三セクター等						↑		

第2 審査の期間

令和元年 7月 19日から令和元年 8月 5日まで

第3 審査の方法

市長から提出された財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令の規定に沿って適正に作成されているかに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された本年度決算に基づく財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係諸帳簿と符合しており、関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

なお、審査意見及び財政健全化判断比率等の分析は、次のとおりである。

1 審査意見

本年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率は、健全化計画等の策定が義務づけられる早期健全化基準・経営健全化基準を下回っており、財政の健全性が保たれた。

まず、「実質公債費比率」は、11.3%（単年度比率は12.0%）となり、前年度比0.5ポイント悪化した。その内訳は、地方債の元利償還金が3,580万4千円の減、都市計画税充当可能額等の特定財源が2,996万1千円の減、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が4,061万6千円の増となった。また、標準財政規模は、基準財政収入額の減等に伴う2億2,982万3千円の減、準元利償還金は1億4,049万9千円の増となった。

次に、「将来負担比率」については、市債の現在高が19億575万2千円増加する等107.4となり5.6ポイント悪化した。

従って、市債については、引き続き新規発行の抑制や既発債の借換利率の引下げに努められたい。

今回求められた比率から国の早期健全化基準値以下であると楽観視せず、今後とも中長期的視点に立った財政運営に努められたい。

2 財政健全化判断比率等の分析

財政健全化判断比率等の推移

(単位：%)

健全化判断比率	H28年度	H29年度	H30年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	12.5	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	17.5	30.0
実質公債費比率	10.4	10.8	11.3	25.0	35.0
将来負担比率	90.7	101.8	107.4	350.0	—
資金不足比率	H28年度	H29年度	H30年度	経営健全化基準	
水道事業会計	—	—	—	20.0	
工業用水道事業会計	—	—	—		
下水道特別会計	—	—	—		
産業団地造成特別会計			100		
計	—	—	100		

- ※ 「—」の表示は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率について、赤字又は資金不足が生じていないことを示す。
- ※ 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合は、財政（経営）健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。
- ※ 財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほかに起債が許可制となる。
- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における早期健全化基準の数値は、本市の標準財政規模に応じて政令で規定された方法により算定したもの。

(1) 財政健全化判断比率

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等の赤字の深刻度を表す指標で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率（-％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(0)}}{\text{標準財政規模 (19,480,803千円)}}$$

審査にあたっては、実質収支額が正確に計上されているか。また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

この比率が対象となる会計は、一般会計である。

本年度一般会計実質収支額の算出は、歳入総額 391 億 9,155 万 6 千円から歳出総額 381 億 6,296 万 9 千円を差し引いた歳入歳出差引額 10 億 2,858 万 7 千円に対して、翌年度に繰り越すべき財源 2 億 7,529 万 5 千円をさらに差し引いたもので、7 億 5,329 万 2 千円の黒字となり、実質赤字額は発生していない。そのため、実質赤字比率は「該当なし」となった。なお、財政健全化計画を作成しなければならないとする実質赤字比率の早期健全化基準は、12.5%である。

標準財政規模の額は、標準税収入額等 136 億 6,099 万 7 千円（前年度比 4.6%減）、普通交付税額 44 億 5,116 万 3 千円（前年度比 6.8%増）、臨時財政対策債発行可能額 13 億 6,864 万 3 千円（前年度比 11.3%増）の合計 194 億 8,080 万 3 千円（前年度比 1.2%減）である。

一般会計等の実質収支額の状況は、第 1 表のとおりである。また、標準財政規模の額は、第 2 表のとおりである。

第 1 表 一般会計等における実質収支額 (単位：千円)

区分	年度	H30 年度	H29 年度	増減額
一 般 会 計		753,292	1,154,495	△401,203

第 2 表 標準財政規模の額 (単位：千円)

区分	年度	H30 年度	H29 年度	増減額
標 準 税 収 入 額 等		13,660,997	14,315,246	△654,249
普 通 交 付 税 額		4,451,163	4,165,840	285,323
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額		1,368,643	1,229,540	139,103
合 計 (標 準 財 政 規 模 の 額)		19,480,803	19,710,626	△229,823

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標で、一般会計、特別会計、公営企業会計の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率(％)} = \frac{\text{連結実質赤字額(0)}}{\text{標準財政規模(19,480,803千円)}}$$

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の連結実質収支額は、40億8,502万1千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。そのため、連結実質赤字比率は、「該当なし」となった。なお、財政健全化計画を作成しなければならない連結実質赤字比率の早期健全化基準は、17.5%である。全会計の連結実質収支額及び資金不足・剰余額は、第3表のとおりである。

連結実質収支額の算出は、一般会計等の実質収支額7億5,329万2千円に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の実質収支額2億7,646万6千円、公営企業会計の法適用会計の剰余額30億8,120万4千円を加え、同法非適用会計の2,594万1千円を引いたものである。

第3表 全会計における連結実質収支額及び資金不足・剰余額 (単位：千円)

区分		年度	H30年度	H29年度	増減額	
一 般 会 計		(A)	753,292	1,154,495	△401,203	
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計		127,657	150,270	△22,613	
	介護保険特別会計		148,491	121,214	27,277	
	後期高齢者医療特別会計		318	40,545	△40,227	
	小 計	(B)	276,466	312,029	△35,563	
	公 営 企 業 会 計	水道事業会計		2,868,851	2,775,835	93,016
		工業用水道事業会計		212,353	203,833	8,520
		小 計 (法適用)	(C)	3,081,204	2,979,668	101,536
下水道特別会計			869	2,374	△1,505	
産業団地造成特別会計			△26,810	—	△26,810	
	小 計 (法非適用)	(D)	△25,941	2,374	△28,315	
合 計 (A+B+C+D)			4,085,021	4,448,566	△363,545	

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、前3か年の平均値で示される。この指標が、高くなるほど公債費のウェイトが大きくなることで財政の弾力性が低下することになる。

	(4,010,277千円)	(1,942,028千円)	(633,976千円)	(3,379,348千円)
実質公債費比率 (単年度)	$\frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$			
(12.0%)	標準財政規模 (19,480,803千円)	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (3,379,348千円)		

審査にあたっては、準元利償還金、地方債償還額に充当した都市計画税充当可能額等の特定財源、基準財政需要額に算入された公債費等が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の実質公債費比率(3か年平均)は11.3%であり、前年度比0.5ポイント悪化したが、本指標の早期健全化基準25.0%を下回っており、公債費の財政負担が標準財政規模に比して著しく過大な状況にはないと認められる。なお、本市の行財政構造改革プログラムの目標値(令和元年度末)は15.0%以内となっている。

実質公債費比率の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 実質公債費比率の内訳

(単位：千円)

区分		年度	H30年度	H29年度	増減額
地方債の 元利償還金	公債費(A)		4,010,277	4,046,081	△35,804
準元利 償還金	① 特別会計への繰出金		1,197,911	1,079,903	118,008
	② 一部事務組合負担金		403,860	380,706	23,154
	③ 公債費に準ずる債務負担行為		340,257	340,920	△663
	小計(B)		1,942,028	1,801,529	140,499
特定財源	① 貸付金償還金		0	0	0
	② 市営住宅使用料		52,513	71,059	△18,546
	③ 都市計画税充当可能額		581,463	592,878	△11,415
	小計(C)		633,976	663,937	△29,961
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D)			3,379,348	3,338,732	40,616
標準財政規模(E)			19,480,803	19,710,626	△229,823
実質公債費比率(単年度) [{(A+B) - (C+D)} / (E-D)] × 100 (%)			12.0	11.3	0.7
実質公債費比率(3か年平均)(%)			11.3	10.8	0.5

エ 将来負担比率について

将来負担比率とは、将来負担する可能性のある負債などの残高の程度を表す指標である。

将来負担比率 (107.4)	=	将来負担額 (73,999,749 千円) - 充当可能財源等 (56,706,692 千円)
		標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (19,480,803 千円) (3,379,348 千円)

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額が算定されているか、公営企業債等に対する繰入見込額が正確に計上されているか、退職手当負担見込額が勤続年数別職員数・支給月額・支給率などにより算定され正確に計上されているか、都市計画税等充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額が関係資料に基づき正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の将来負担比率は、107.4%で前年度比 5.6 ポイント悪化したが、本指標の早期健全化基準は 350.0%とされており、将来の市債償還等の負担額が標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはないと認められた。なお、本市の行財政構造改革プログラムの目標値は 150.0%以内となっている。

将来負担比率の内訳は、第5表のとおりである。

第5表 将来負担比率の内訳

(単位：千円)

区分	年度	H30 年度	H29 年度	増減額
将来負担額	① 一般会計等地方債現在高	46,434,055	44,528,303	1,905,752
	② 債務負担行為に基づく支出予定額	2,879,889	3,531,526	△651,637
	③ 公営企業債等繰入見込額	18,739,726	18,141,379	598,347
	④ 一部事務組合等負担見込額	2,047,658	2,159,978	△112,320
	⑤ 退職手当負担見込額	3,898,421	4,399,694	△501,273
	小計 (A)	73,999,749	72,760,880	1,238,869
充当可能財源など	① 充当可能基金（財政調整基金等）	5,397,732	5,548,762	△151,030
	② 充当可能特定収入（都市計画税等）	8,802,547	8,467,000	335,547
	③ 基準財政需要額算入見込額	42,506,413	42,068,868	437,545
	小計 (B)	56,706,692	56,084,630	622,062
標準財政規模 (C)		19,480,803	19,710,626	△229,823
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)		3,379,348	3,338,732	40,616
将来負担比率 { (A - B) / (C - D) } × 100 (%)		107.4	101.8	5.6

※ 将来負担額の③公営企業債繰入見込額の内訳は、水道事業 10 億 5,754 万円、工業用水道事業 9 億 4,567 万円、下水道事業 159 億 5,279 万円、農林業集落排水事業 7 億 8,371 万円である。

(2) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の深刻度を示すものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に課題があることになる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$$

- (注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業が流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業が一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額
- 2 事業の規模は、法適用企業が「営業収益の額－受託工事収益の額」、法非適用企業が「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」により算出

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、法適用企業に係る水道事業、工業用水道事業の2会計及び法非適用企業に係る下水道事業会計が資金剰余の状態、資金不足額は生じていないことから「該当なし」となったが、法非適用企業に係る産業団地造成特別会計では、赤字決算のため資金不足となった。なお、経営健全化計画を作成しなければならないとする資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%である。

各公営企業の内容を見てみると、水道事業が28億6,885万1千円、工業用水道事業が2億1,235万3千円、下水道事業が86万9千円の資金剰余となった。一方、産業団地造成特別会計では、2,681万円の資金不足となった。

資金不足比率の内訳は、第6表のとおりである。

第6表 資金不足比率の内訳

(単位：千円・%)

区 分		資金剰余 ・不足額	事業規模	資金不足比率	
公営企業会計	法適用	水道事業会計	2,868,851	1,873,957	—
		工業用水道事業会計	212,353	44,162	—
	法非適用	下水道特別会計	869	913,031	—
		産業団地造成特別会計	△26,810	26,810	100

(参考資料)

H29 年度決算に基づく福井県内市町などの健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位：%)

区分	市町名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業 資金不足比率
福井県内	福井市	0.27	—	11.2	117.7	—
	敦賀市	—	—	6.3	6.1	—
	小浜市	—	—	10.5	136.1	—
	大野市	—	—	7.7	52.2	—
	勝山市	—	—	8.6	89.0	—
	鯖江市	—	—	9.0	—	—
	あわら市	—	—	6.9	34.6	—
	越前市	—	—	10.8	101.8	—
	坂井市	—	—	6.5	134.7	—
	9市平均	0.03	—	8.6	74.7	—
	永平寺町	—	—	8.5	22.1	—
	池田町	—	—	3.7	—	—
	南越前町	—	—	10.4	—	—
	越前町	—	—	8.2	7.2	—
	美浜町	—	—	9.3	106.0	—
	高浜町	—	—	8.2	9.9	—
	おおい町	—	—	1.1	—	—
	若狭町	—	—	15.3	131.3	—
	8町平均	—	—	8.1	34.6	—
市・町平均	—	—	8.4	55.8	—	
全国市区町村平均		—	—	6.4	33.7	—
福井県		—	—	13.3	169.2	—
(基準値)	①財政再生基準	20%以上	30%以上	35%以上	—	20%以上： 経営健全化団体
	②早期健全化基準	11.25～15.00% 以上	16.25～20.00% 以上	25%以上	350%以上	
	③起債許可基準	2.50～10.00% 以上	—	18%以上	—	10%以上： 起債許可事業

- (注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」で表記している。
 2. 実質公債費比率は、平成27年度から平成29年度までの3か年平均
 3. 福井県内の平均値は単純平均値で、全国の平均値は加重平均である。